

令和6年度

修繕仕様書

修繕名 5系水処理最初沈殿池池上照明修繕

修繕箇所 荒川水循環センター(戸田市笹目地内)

修繕期間	契約日～令和7年3月21日		
修繕内容	5系水処理最初沈殿池池上の照明LED化の交換作業等一式。		
対象機器	荒川水循環センター	照明	個数
	5系水処理最初沈殿池池上		211台
	合計		211台

修繕大要







照明設備(撤去)

B-2 代価表

種 別	数 量	単 価	金 額	摘 要
荒川水循環センター照明 撤去	1			C-2
計				





# 特記仕様書

5系水処理最初沈殿池池上照明修繕

令和6年度

公益財団法人埼玉県下水道公社



# 目 次

第1章 共通

第2章 対象機器

第3章 修繕内容

図面一覧表

# 第1章 共 通

## 1 適用範囲

この特記仕様書は、本修繕に適用し、公益財団法人埼玉県下水道公社修繕標準仕様書を補足する必要な事項を定める。

## 2 概 要

本修繕は、荒川水循環センターに設置されている照明設備を長期にわたり円滑に稼働させるため実施する。

## 3 適用規格

次の諸規定を遵守すること。

なお、規定は本修繕契約時における最新版を使用する。

- ・ J I S
- ・ J E C、J E M
- ・ 電気設備技術基準
- ・ 機械設備工事一般仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事一般仕様書・同標準図（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備工事必携（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事必携（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備工事特記仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 電気設備工事特記仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 機械設備標準仕様書（日本下水道事業団編著）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（国交省大臣官房官庁営繕部監修）
- ・ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書
- ・ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書
- ・ 埼玉県建築工事実務要覧
- ・ 埼玉県土木工事共通仕様書

## 4 対象機器

対象機器は、第2章のとおりとする。

## 5 修繕内容

本修繕内容は、第3章のとおりとする。

## 6 注意事項及び条件

注意事項及び条件は次の事項のとおりとする。

- ・ 据付作業は正確に行い、長期の使用に十分耐えられるものとする。
- ・ 施工に電動工具を使用する場合は、保護装置を介して施設の運転に影響を及ぼさないようにすること。
- ・ 設備停止及び部分停電を必要とする場合は、予め監督員と打合せを行い、停止時間及び停電時間の短縮に努めること。

- ・施工前または施工後に行うC/C盤等の電源遮断や電源投入は監督員、現場代理人等の立会いの下で行い、施工中であることを表示すること。
- ・受注者が電源を用意して使用する場合は、電気主任技術者の承諾を受けること。移動型自家用発電機（10kW以上）を使用する場合は、経済産業省に届け出すこと。
- ・枠組足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省）によるものとし、足場の組立てについての種類、機材機能、使用方法等については「手すり先行工法による足場設置基準」によるものとする。
- ・高所及び地下における作業は、転落に十分注意し、必要な安全対策を講じること。
- ・作業中に異常があった場合は、ただちに作業を中断し監督員に連絡すること。
- ・有害ガスの飛散その他事故が発生した場合は、直ちに監督員に連絡するとともに必要な応急処置を行うこと。
- ・万が一事故が発生した場合に備え、緊急連絡体制を整えておくこと。
- ・危険な作業範囲内には、立ち入らぬよう標識・バリケード等を設置し、吊り荷重の確認を行い、作業に見合った適切なクレーン車等を用いて実施すること。
- ・施工にあたり発生する現場発生品は、受注者が適正に処分すること。

## 7 負担区分

施工にあたり、次に掲げるもの以外の消耗品等は受注者の負担とする。ただし、使用については取扱いに十分注意し、監督員の指示に従うものとする。

- ・用水
- ・試験用電源（AC100V-15A以下に限る）  
ただし、停電時、停電作業時等で発注者が電力を供給できない場合は、受注者が発電機等を用意して実施すること。
- ・既設照明設備
- ・その他、監督員が認めたもの

## 8 建築副産物情報交換システム（COBRIS）への入力等について

受注者は、建設副産物の処分等に関し、建設副産物情報交換システム（COBRIS）を用いて修繕完了後に再生資源利用（促進）実施書を作成し、監督員に提出すること。

## 9 下水道施設台帳システム（AMDB）登録情報の整備

本修繕で設置、更新、仕様変更した機器等の情報について、公社が指定する様式に機器仕様などの情報を整理し、電子データ（Excel形式）を提出すること。

## 10 環境配慮への取組

環境負荷の低減や汚染・事故防止、環境管理体制の確立を図るとともに、地域・住民への信頼性の向上を図ることを目的とし、公益財団法人埼玉県下水道公社が行う環境に配慮した活動に積極的に参加すること。

## 11 その他

本修繕に関連する作業について、発注者が調整し、受注者はこの関連作業について円滑施工に協力すること。

この仕様書の共通仮設費及び現場管理費は、修繕期間を87日として算定しています。

単価については、標準単価の補正なしを適用しています。

## 第2章

## 対象機器

### 1. 5系水处理設備 最初沈殿池

場所：1F（地上部）

仕様：FHT-41085-PV Hf 32形（防湿・防雨形）

数量：211台

## 第3章

## 修繕内容

本修繕の内容は、次のとおりとする。

### 1 照明設備

- ・既設照明器具の撤去及び結線作業一式
- ・LED照明の据付作業等一式
- ・配管及び電線の配線・接続作業等一式
- ・機器及び電線敷設等に伴う足場の設置並びに撤去作業一式
- ・絶縁抵抗測定及び照度測定等一式
- ・撤去した照明器具、ランプに関しては適正に処分をすること。
- ・足場が必要な箇所については足場を組み作業を行うこと。
- ・非常照明については除いてあるが、現場調査をした際、発見した場合は監督員と相談すること。
- ・その他関連事項一式

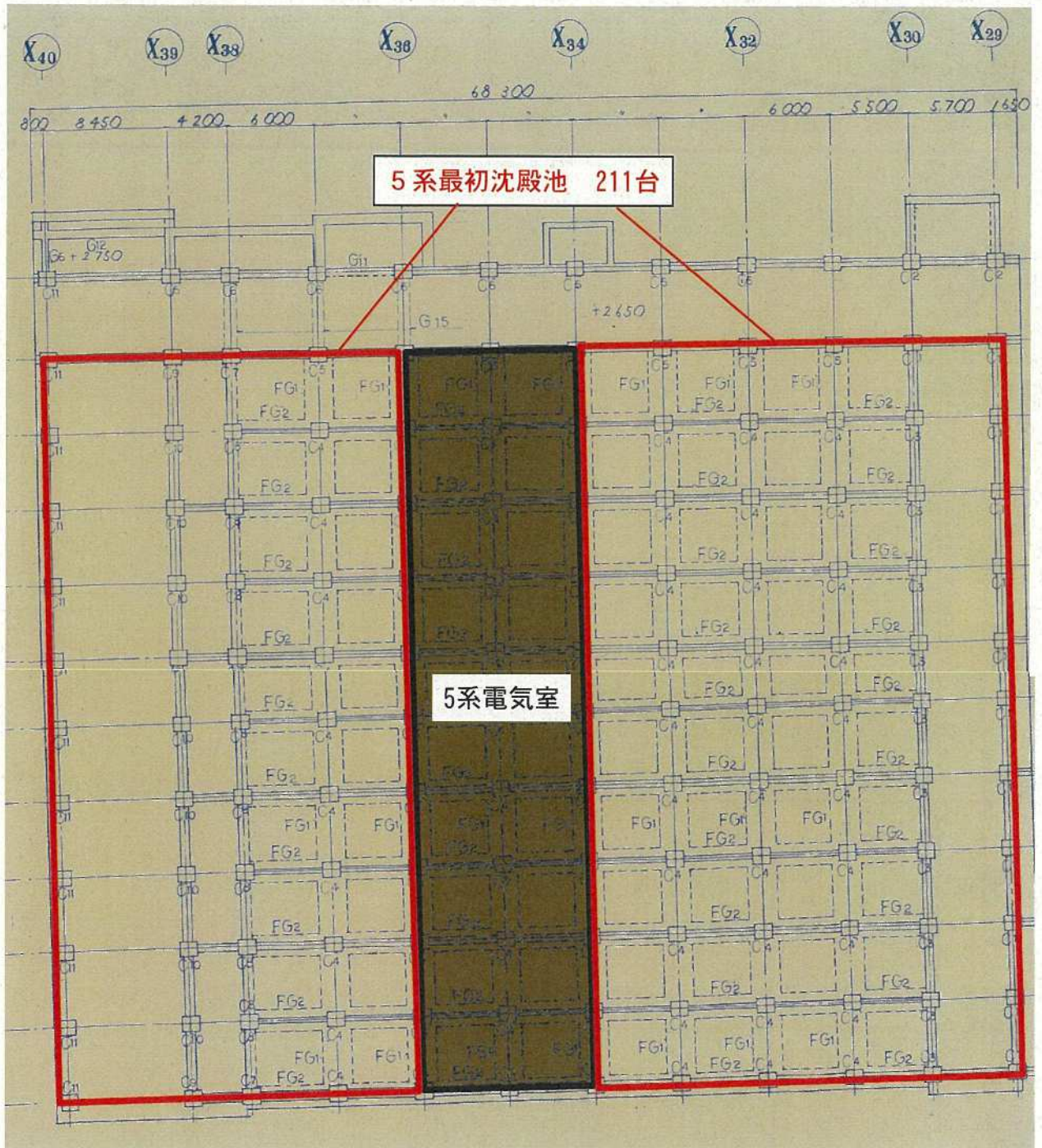
※既設と同等もしくはそれ以上の能力を満たすこと。

## 図面一覧表

図 面 名	図 番
荒川水循環センター平面図	1
5系水処理最初沈殿池平面図	2







... 修繕対象箇所

図面名 5系水処理最初沈殿池平面図 図番 2